

令和2年8月 経済委員会
令和2年8月21日（金）
〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

南委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時35分）

本日、急きょお集まりいただきましたのは、理事者から、既に可決済みの令和2年度徳島県一般会計補正予算に計上されておりました危機管理調整費の執行について説明いたしたい旨の申出がありましたので、開会いたしました次第であります。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会における商工労働観光部関係の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、危機管理調整費の執行について理事者側から説明を受けることにいたします。

【報告事項】

- 「新型コロナ対応！企業応援給付金」の充実について（資料1）

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から、危機管理調整費の活用に関連いたしまして、1点御報告を申し上げます。

新型コロナ対応！企業応援給付金の充実についてでございます。

資料1を御覧ください。

まず、1の申請の状況でございます。

事業者の皆様にご座の資金と当面の手元資金を御用意いただき、この難局を乗り越えていただくため、本県が全国に先駆け3月24日に創設した融資連動型10パーセント、最大100万円の新型コロナ対応！企業応援給付金につきましては、長年事業を継続されている方から創業間もない方まで幅広く対象とし、30億円の予算でもって、金融機関をはじめ関係団体との連携の下、強力に支援を行っているところでございます。

8月19日現在で3,348件、25億7,923万円の申請を頂いております。現在は1日約4,000万円のペースで申請額が増加している状況でございます。

なお、月別の申請状況につきましては記載のとおりであります。

次に、2の申請期間の延長についてでございますが、その背景といたしまして、まず当該給付金と連動いたしました融資制度である新型コロナウイルス感染症対応資金、こちらは保証料ゼロ、保証付き融資からの借換可能といった非常に有利な制度となっており、利用が急増しております。また、この資金の保証申込期限が令和2年12月31日までとされているところでございます。

さらに、給付申請が当初の観光関連産業中心から建設業、製造業など幅広い業種へと拡大している状況でございます。こうした資金需要等を踏まえ、厳しい経営環境に直面する中小・小規模事業者の皆様への継続的かつ安定的な支援が必要であることから、新型コロナ対応！企業応援給付金の申請期間を現行の令和2年9月1日までから令和3年1月29日

までに延長することといたします。ただし、対象となる融資につきましては、令和2年12月31日までに徳島県信用保証協会への保証申込みが完了しているものといたします。

3の危機管理調整費の活用でございますが、来る9月定例会におきまして必要な予算額についてお諮りすることとしておりますが、それまでの間の財源につきまして危機管理調整費10億円を活用いたします。

今後とも、時々刻々と変化する状況に応じた施策を展開することによりまして、中小・小規模事業者の事業継続を全力で支援してまいります。

報告につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、ただいま説明がありました事項に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

部長をはじめ関係各課長は、この暑い夏を新型コロナウイルス感染症対策で大変な日々を過ごされている。感謝を申し上げなければならないと思っております。

新型コロナ対応！企業応援給付金というのは、正にお話があったとおり、徳島県信用保証協会の保証付き融資制度とセットになっていることがいいのかなど。徳島県信用保証協会が保証するというので、銀行が今までよりも緩やかに貸しているという状況の中で、企業が当面は何とか持続しようという気持ちになっているのだらうと思います。私の所にもこのおかげで何とか頑張ることができるという声が届いているのですが、それでもなかなか厳しいと思っております。

基本的に部長の説明は了なのですが、融資と新型コロナ対応！企業応援給付金のこれまでの経過を簡単に説明していただいたほうがよいかと思います。

島田商工政策課長

ただいま岡本委員から、これまでの新型コロナ対応！企業応援給付金関係の執行状況について御質問いただいたところでございます。

まず、融資面におきましては、5月1日に創設しました保証料ゼロ、当初3年間実質無利子、据置期間5年、既往保証債務からの借換可能という新型コロナウイルス感染症対応資金を中心に、徳島県信用保証協会において8月18日現在で約2万3,000件の相談があり、このうち現時点での保証承諾件数は約8,800件。約1,306億円の承諾がなされているところでございます。

リーマンショックに端を発した国際金融危機における平成20年10月の緊急保証制度創設時にも県セーフティネット資金が活用されたところでございますが、当時の約3年半で保証承諾が約1万件、1,300億円と、ほぼ同額になっているところでございます。

また、新型コロナ対応！企業応援給付金につきましては、こうした融資の急増に連動する形で執行額も大幅に伸びており、8月19日現在で県内の全事業者の約1割である3,348

件、約25億7,923万円の申請を頂いております。業種別につきましては建設業が739件と最も多くなっており、飲食業が643件、小売業が384件と続いているところでございます。7月、8月に入りまして、建設業、製造業、理美容業をはじめとするサービス業などの業種が増えている状況でございます。

岡本委員

8月19日時点で1割以上、約25億7,900万円。当初はここまでとは思わなかったぐらいのことになっています。9月1日までに30億円の予算を消化する勢いということで今日の委員会開催になったと思うので、それはそれでいいのですが、大事なことは県内の中小企業がそれほど厳しい状況にあるということ。もちろん御理解いただいたから今日の委員会開催になったとは思いますが。

リーマンショックとよく比べられているけれど全く比ではないです。GDPが27.8パーセント減はすごい数字です。私は徳島県信用保証協会の理事をやらせていただいているのですが、こんな状況はまず考えられなかったと聞きます。これは本当に大変な状況です。

9月1日の期限を目前にした今、こういう決断をして委員会に諮ろうとした理由は何か。それともうすぐ期限ですから、いかに事業者へ周知するか。これは非常に重要になってきます。そのことはしっかりと答えてくれたほうがいいと思います。

島田商工政策課長

ただいま岡本委員から、申込受付期限である9月1日直前になって期限を延長する理由、今後の周知及び広報について御質問いただいたところでございます。

この新型コロナ対応！企業応援給付金は融資の10パーセント、最大100万円を給付する制度となっております。経緯から申しますと、令和2月定例会の閉会日において、緊急対策補正予算として全国に先駆けて創設したものでございまして、現行30億円の予算により事業者の事業継続支援を強力に展開しているところでございます。

あわせて、新型コロナ対応！企業応援給付金の申請状況やベースとなるセーフティネット資金、新型コロナウイルス感染症対応資金の保証承諾状況を見て、これまで申請期間の検討を重ねてきたところでございます。

こうした中、7月、8月における新型コロナ対応！企業応援給付金の申請が幅広い業種で増加していることに加えまして、給付金と連動する新型コロナウイルス感染症対応資金の利用が急増しており、保証申込期限である令和2年12月31日と整合性を保つことが事業者支援には最も必要であると判断し、申請手続も必要となるため、申請期間を現行の9月1日から来年の1月29日まで延長を行うに至ったところでございます。

なお、この度の期間延長につきましては、本日の御論議を踏まえ、直ちに県ホームページの徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイトに掲載させていただくとともに、南部・西部総合県民局はもとより、市町村、金融機関、さらに事業者の皆様にとってふだんから身近な支援機関である商工会をはじめとする商工団体を通じまして、しっかりと周知及び広報を行いたいと考えております。

岡本委員

分かりました。新型コロナウイルス感染症対応資金に連動してということで、非常に有り難いと思っています。最初にも言ったのですが、いかに早く周知するか。この8月でも大変な状況の企業がいっぱいあります。今日の委員会が終わってすぐに周知することによって、助かる、継続しようかという業者が出てくるだろうと思いますので、しっかり周知をしてください。ホームページだけではなくていろんな所に周知をしていただけたら有り難いと思います。

もう一つは、この前もそうだけれど、危機管理調整費の中で10億円という規模は根拠がしっかりしていないと。根拠を教えてください。

島田商工政策課長

岡本委員から、危機管理調整費10億円の根拠について御質問いただいているところでございます。

このことにつきましては、9月補正予算成立までの当面の経費として追加をさせていただきたいと考えているものでございます。

8月に入りまして、1日当たり約55件、約4,000万円、多い日は1日に70件程度の申請を頂いております。今後もこの水準で続くものと想定しておりまして、必要額は10億円、事業者数にいたしまして約1,200者と積算したところでございます。また、申請額が大きく伸びた6月、7月の実績がそれぞれ9億3,000万円でありまして、10億円と判断させていただいた根拠でございます。

さらに、給付申請は保証承諾から約1か月の時間差で推移しております。最近の保証承諾は一時期より少し落ち着きを見せておりますが、週に約40億円で高止まりしていることから、9月の給付申請についてもこの状況が続くと想定しているところでございます。こうした理由から、危機管理調整費10億円を使わせていただきたいと考えております。

岡本委員

分かりました。1日当たりすごいですよね。6月、7月も大体9億円や10億円なので、10億円ということになるのでしょうか。9月議会はまだ開会していませんが、開会日まではこれでいけるということになるのですよね。だからそうしたと理解をします。

徳島県信用保証協会やいろんな所、特に金融機関とも連携して、速やかに事業者の手元に資金が届くようにというのが更に大事になってくるのかなと思います。一般の方もそうですが、実は金融機関が今日の委員会を注目しているのです。それなりの動きをしてくれと思うし、大事なことなのでしっかりとってあげてください。

何でもそうですが、こういう状況で期間の延長とかうんぬんとなってくると、支給要件が変わるのかなと思う人もいます。でも最初からずっとそれでやってきているから、要件を変えるというのは多分難しいだろうと私は思うのです。でも知事がどんどん対応しているから何となく淡い期待があるのです。例えば50パーセントがどうのこうのとか。

どういう答弁になるか分からないけれど、変わりません、こういうふうにいきますなど、きちんと分かりやすく言っておいたほうがよいと思う。すごく大事なことなのでしっかりと。そのあたりはどうでしょうか。

島田商工政策課長

岡本委員から、新型コロナ対応！企業応援給付金の支給要件の見直しについて御質問いただいたところでございます。

できるだけ多くの中小・小規模事業者の皆様に当面の資金繰り対策として新型コロナ対応！企業応援給付金を御利用いただくよう、売上げが前年同月比で20パーセント以上減少している事業者が対象となるセーフティネット保証4号が3月2日に全国指定、3月13日には15パーセント以上の減少が対象となる危機関連保証が初めて発動、5月1日には5パーセント以上の減少が対象となるセーフティネット保証5号の全業種指定がそれぞれされており、中小・小規模事業者への信用保証の対象が順次拡大されているところでございます。

また、国の緊急経済対策第1弾に呼応して5月1日に創設しました新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆるゼロゼロ融資ですが、これについては5パーセント以上の売上げが減少した事業者に対し、かつてない有利な融資を行っているところでございます。

さらに、今回御説明させていただいている新型コロナ対応！企業応援給付金では、2月以降の売上高が対前年同月比で50パーセント以上減少した事業者を対象としているところでございます。

こうした支援に加えまして、市町村においても、地域の実情に即して50パーセント未満の事業者を対象とした独自の給付金制度などを創設して支援を行っているところであり、今回は県の給付金について支給要件に変更を加えることはありませんけれども、国、県、市町村の3層による支援を御活用いただき、この難局を乗り越えていただけるよう、県としても商工団体の皆様とともにしっかりと支援してまいりたいと考えております。

岡本委員

支給要件については変更しないということですね。そこははっきりしておかないといけないと思います。期間を延長する、10億円を用意したということはしっかりとってもらいたい。なぜそう言うかという、最初の人と差が出たら困るのでね。支給要件は変えなけれども、ちゃんと期間延長してお金も用意しているということをしっかりと周知していただくことがいいのかなと思います。

正にこれは知事の英断というか、商工労働観光部の皆さんが本当に頑張った全国に誇る独自の制度ですから、徳島県の企業がこれをうまく活用して何とか8月を乗り切ってもらい、新型コロナ対応！企業応援給付金によって何とか継続することができたと言えるような状況を更にしっかりと作っていただけたら有り難いと申し上げて私の質問を終わります。

西沢委員

先ほどは相談件数が約2万3,000件、そのうちオーケーが出たのが約8,800件という話でした。50パーセント減や20パーセント減などのいろんな条件がありますが、これはそういうのを全部クリアしてオーケーが出たのが約8,800件ということですか。

島田商工政策課長

ただいま西沢委員から、融資と新型コロナ対応！企業応援給付金の差について御質問い

ただいたところでございます。

この差につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、売上減が20パーセント、5パーセント、15パーセントの保証承諾のあるものについて融資がされているところでございます。そのうち対前年同月比で50パーセント以上売上げが減少している方について、新型コロナ対応！企業応援給付金の申請を頂いているところでございます。

西沢委員

条件を全部クリアした中での提出だろうと思うけれど、そうだとしたら、今のところ約8,800件までしかオーケーが出ていない。駄目だった所もあるわけですよ。全部オーケーが出ているのですか。要するに約2万3,000件の相談の中で全部クリアしたということなのですか。それとも、約2万3,000件の中で駄目な所がいろいろあって今は8,800件ぐらいという話なのですか。このあたりを教えてください。

出口企業支援課長

現時点で徳島県信用保証協会に2万3,000件ほど相談が来ております。4号認定、5号認定、危機関連保証それぞれについて、金融機関への融資申込み等の相談が約2万3,000件、そのうち市町村からの認定証を頂いた後に徳島県信用保証協会の審査を経て融資の保証承諾をしたのが約8,800件という数字でございます。

融資の際のやり取りについては、1件当たり2回程度行っているように伺っております。実際のところは、約2万3,000件の半分の1万1,000件程度のうち約8,800件について保証承諾を終えており、金融機関から融資を行う手続になっていく予定でございます。

西沢委員

申込みをしたけれど駄目だった所がいっぱいあるのかということを知りたいのです。やり取りをしている中で、最終的に審査が通った、5パーセント、20パーセント、50パーセントの売上減等の条件をクリアする状況の中で申し込んだけれど駄目だったなど、どうなっているのかなと思うわけです。

出口企業支援課長

ただいま西沢委員から、融資を申し込んだところ通らなかったような事業所があるのかという御質問を頂きました。

県としましては、新型コロナウイルス感染症対応資金を実施するに当たって金融機関連絡会議を設けており、今回のコロナ禍の深刻さ、事態の長期化を見据え、できるだけ有利な条件設定をする中で、金融機関に対しても速やかな融資をお願いしてきております。

金融庁からも、各金融機関に対し、中小企業からの申出については要望にできるだけ沿うようにしていただきたいという通知が数次にわたりなされているところでございます。

事業者からの融資の申込みにつきまして、ここは実行されている、実行されていないというようなことは金融審査の範ちゅうに入りますので、県はそういった情報まではつかんでいないという状況でございます。

西沢委員

個別の情報は要りません。何件申込みがあって、何件駄目だったか、何件はまだ途中だというようなことは県も把握してほしいと思うのです。

国も県も、銀行や徳島県信用保証協会に対し、できるだけ融資してあげてくださいというお願いをしている。お金を戻してくれないときの責任を国が取ってくれるのだったら徳島県信用保証協会もできるだけ配慮するという形になるけれど、責任はあなたたちが取ってくださいというのであれば、今までに近い形になるのではないかと思う。責任は最終的にどこが取るのですか。国ですか。

出口企業支援課長

今回の新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、10割保証というところで保証を付けております。返済がもし滞った場合に銀行はノーリスクというところですが、徳島県信用保証協会はリスクを負うような形になります。国が100パーセント保証するという状況ではないので、適正な審査をされていると認識しております。

西沢委員

それだったら、徳島県信用保証協会はかなりの配慮をすることを嫌がりますよね。責任を押し付けられるという話ですから。徳島県信用保証協会任せにするのではなくて、責任の所在をもう少しはっきりしないと。徳島県信用保証協会もそんなことはできないという話になってくる気がするのです。今までどおり審査が厳しくなって、申し込んだけれど駄目だったという所はかなり増えるのではないかと感じるのです。違いますか。

出口企業支援課長

かなり厳しい経営状況にあって、過去にリスケジュールで返済を見直しているような企業については、今までどおりでしたら融資は難しかったかと思います。

そこで国は、今回のコロナ禍において、特例のリスケジュールという制度を4月から始めております。国直轄の機関ですけれども、徳島県では徳島商工会議所内に中小企業再生支援協議会がございまして、過去に資金繰りでリスケジュールを繰り返しているような事業者に対して再生計画のサポートをいただいております。バンクミーティングなどにおいて、中小企業再生支援協議会が主となって事業継続を希望する事業者の更なるリスケジュールを調整するような機能が設置されております。そちらのほうで4月1日以降、融資の相談が22件ございまして、うち11件がリスケジュールなどの手続に移行し、うち9件に対し期待に添えるような支援をしていると聞いております。

西沢委員

そのような支援組織は新型コロナウイルス感染症拡大以前からあります。責任はどこが取るのかということが一番大切で、責任問題がないのだったら、できるだけ配慮をしてあげたいのではないかと思います。

例えば前年度より50パーセント以上売上げが減ったので申込みをしてオーケーが出た。今度は20パーセント、5パーセント、50パーセントの売上減などという中で、再度の申込

みはできるのですか。1回のみですか。1回だけのような気がしますがけれども、長期間で見て100万円をもらっても無理だという中では再度申込みをしたいのでは。

経済もそれだけで回っていくとは思えません。国も次の段階のことを考えてくれているのだろうかという気がするのです。

島田商工政策課長

西沢委員から、新型コロナ対応！企業応援給付金の複数回の申請について御質問いただいております。

これにつきましては、1事業者1回限りでございます。ただし、融資は複数回申し込むことができますし、新型コロナウイルス感染症対応資金は借換えが可能となっておりますので、そうした相談も金融機関で行っていただいているところでございます。

西沢委員

分かりました。借りる側は変更もできる、追加融資も考えてくれるという話ですね。

しかし、先ほども言ったように、責任はどこが持つのが大きな問題だと思います。これ以上言っても議論がなかなか前へ進まないのでは終わりますけれども、徳島県信用保証協会が責任を持つということは最終的には国が責任を持つということなのですか。

結局、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大でどれだけのお金が要るかは分からない。これから税収はかなり落ち込む。いつまで落ち込んでいくのか分からない。やめる会社もいっぱい出てくる。航空会社などの大会社さえもかなり大変で、とうたされる可能性も出てくる。要するにこれからの時代は今までとは全然違う状態になる。普通で考えたらそうなると思います。

今までもやめたい企業はいっぱいありました。後継者がいない、高齢化しているなどという中で、もうやめたいというような所はスムーズにやめて、残った所は新たに出発するというような方向付けも要るのではないかと。

今まで一生懸命やってきたが、高齢化して後継者もいないのでやめたいというところに新型コロナウイルス感染症が発生して、給付金をくれるから、お金を貸してくれるからということで、無理して借りてしばらくしたらもうやめるといったようなことにはならないように。経済が縮小するような中で健全な体制をどのように保っていくかという方向付けも要るような気がする。

そのためには、やめたい所はスムーズにやめられる方法を早くとってあげることも必要ではないか。足元だけではなくもっと前を向いた対策が必要なのではないかと気がするのです。これは県に言っても仕方がないので答えを聞かずに終わっておきます。今までともっと違うやり方もあるのではないかと思います。そうでないと国のお金が行き詰まってしまいます。県もそうです。お金がなくなって企業が終わってしまったら何をしているか分かりません。そう思います。

達田委員

先ほどから詳しく説明いただきましたので、私からは質問というよりもお願いがございます。

もう少し詳しい資料を出していただきたいと思うのです。先ほどのお答えの中で建設業、飲食業、小売業などの業種別の数字を出されましたけれども、こうした業種別の申請件数、融資金額ごとの件数が幾らであったのか。新型コロナ対応！企業応援給付金の場合には50パーセント以上売上げが減った方が対象、15パーセント減、20パーセント減についても信用保証の拡大が進んでいるということなのですから、売上げが減少している割合に応じてそれぞれどのくらいの融資がされているというような詳しい資料を次の議会に提出していただきたいのです。ここで一つ一つお聞きしてメモしても追い付きませんので、数字を見たら一目瞭然で分かるような資料の提供を是非お願いしたいというのが一つ。

それと、50パーセント以上減少した場合に新型コロナ対応！企業応援給付金の対象となるということなのですから、支給要件を緩和していただきたい。困っているのはみんな同じだと思います。せっかく徳島県が新型コロナ対応！企業応援給付金という制度をやっているわけですから、これをもっと利用しやすい進んだ制度になるように是非緩和をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

資料の提出と要件の緩和ということの2点をお尋ねいたします。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、これまで答弁させていただいた数字的なものを資料として提出できないかという御質問でございます。

これにつきましては、少しこちらで整理をいたしまして、こういった形で提供できるか検討させていただけたらと考えております。

もう1点、支給要件につきましては、岡本委員に御説明させていただきましたとおり、現在のところは支給要件に変更を加える予定はないのですけれども、各市町村でも様々な事業者支援の給付金制度が出ておりますので、そうしたものを組み合わせ、事業者の業と雇用を守るということで我々としても支援をしていきたいと考えております。

達田委員

できるだけ詳しい資料をお願いしておきたいと思います。

市町村でもいろいろやっているということなのですから、市町村によって格差が出ないように統一していただきたいと思うのです。市町村にお願いするのではなくて、きちんと県の制度として確立していただきたい。上乘せしてくれるのであればそれでもいいのですけれども、住んでいる所によって格差が出たということがないように是非工夫をしていただきたいと思います。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（11時18分）